

第 82 期 報 告 書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

事 業 報 告
連 結 貸 借 対 照 表
連 結 損 益 計 算 書
連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
連 結 注 記 表
連 結 計 算 書 類 に 係 る 会 計 監 査 報 告
監 査 等 委 員 会 の 監 査 報 告
貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表
計 算 書 類 に 係 る 会 計 監 査 報 告

株式会社 セコニックホールディングス

事業報告

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善などを背景に、個人消費は持ち直しつつあり、また企業収益や設備投資にも改善が見られ、景気は緩やかな回復基調で推移しました。一方、世界経済については、米国では雇用情勢の改善を背景に、個人消費を中心に景気回復が続き、欧州、中国においても景気は回復基調となっているものの、米政権交代後の政策運営や英国のEU離脱問題等、先行き不透明な状況で推移しました。

このような状況のもと、当社グループにおきましては、主力の光学電子情報機器事業において製品開発および営業体制の強化に積極的に取り組みました。製品開発では世界トップシェアの露出計において、世界初、ハイスピードシンクロに対応したフラッシュ光解析モード搭載の次世代機種「L-858D」を平成29年1月に発売しました。また、監視カメラにつきましては、従来のアナログ配線のまま高解像度フルハイビジョン映像を実現する「AHD/TVIシステム」や世界標準規格の「IPネットワークカメラ」などの新製品を上市しました。また、国内トップシェアのOMR（光学式マーク読み取り装置）につきましては、昨年の都立高校入試導入に引き続き、今春、神奈川県公立高校入試に導入され、今後は他道府県への展開を図るため、営業体制の強化を図っております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、主力の光学電子情報機器は増収であったものの、事務機器の受注減少や基板実装事業からの一部撤退等の影響が大きく、7,887百万円（前期比13.0%減）となりました。しかしながら、営業利益については、光学電子情報機器の増収効果や生産性の改善に加え、新製品を投入した監視カメラ等の採算性改善が寄与し、営業利益は305百万円（前期比178.7%増）となりました。経常利益については177百万円（前期は86百万円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純利益は158百万円（前期は338百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

なお、剰余金の配当につきましては、平成21年3月期の期末配当より見送ってまいりましたが、当連結会計年度における業績の状況等を踏まえ、先行き見込等も勘案した結果、配当再開の環境が整ったものと判断し、1株につき20円の期末配当の実施を株主総会にお諮りさせていただくことといたしました。

株主の皆様には長年にわたり多大なるご心配をおかけしてまいりましたが、これまでのご支援に感謝申し上げますとともに、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

セグメント別の概況

セグメント別売上高は以下のとおりです。

セグメント名称	売上高	前期比増減率	構成比
事務機器	1,943百万円	△31.8%	24.6%
光学電子情報機器	3,623	2.9	45.9
電装機材	2,000	△19.4	25.4
ソフトウェア開発	106	—	1.4
不動産賃貸	213	1.0	2.7
合計	7,887	△13.0	100.0

事務機器事業

当事業の主な製品は、複写機オプション・ユニットやプロッタであり、事務機器メーカーからの委託に基づく受託生産を行っております。前下期以降、受託元企業の事業環境の変化等の影響を受け、プロッタやプリンターの受注が減少したこと等から、売上高は1,943百万円（前期比31.8%減）、セグメント損失94百万円（前期はセグメント損失32百万円）となりました。

光学電子情報機器事業

当事業では、露出計で減収となりましたが、新製品を市場投入した監視カメラや、入力機器の一部で受注が増加したこと等から、売上高は3,623百万円（前期比2.9%増）、セグメント利益は580百万円（前期比99.2%増）となりました。

電装機材事業

当事業では、束線及び医療用カメラの部組受託が増加したものの、基板実装事業から一部撤退したこと等から、売上高は2,000百万円（前期比19.4%減）、セグメント利益は54百万円（前期比53.0%減）となりました。

ソフトウェア開発

当事業では、当連結会計年度からソフトウェア技術者の派遣業務を開始し、売上高は106百万円、セグメント利益は9百万円となりました。

不動産賃貸事業

当事業では、商業施設などの賃貸により、売上高は213百万円（前期比1.0%増）となり、セグメント利益は194百万円（前期比1.7%増）となりました。

(2) 設備投資及び資金調達の状況

設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は112百万円であり、その主なものは、国内子会社等における生産設備及び開発設備等の取得64百万円、金型の取得30百万円、ソフトウェアの取得17百万円等であります。

なお、これらの設備投資に必要な資金は、自己資金でまかなっております。

(3) 対処すべき課題

先行きのわが国経済は、きわめて緩和的な金融環境や政府の大型経済対策による財政支出、オリンピック関連需要の本格化などの影響を受け、雇用者所得の改善が続くもとの、緩やかな拡大を続けるとみられます。

海外経済は、先進国の着実な成長が続き、新興国経済の回復も、その好影響の波及や各国の政策効果によって、次第にしっかりしたものになっていくことから、緩やかに成長率を高めていくことが予想されます。

このような状況のなか、当社グループとしては、収益基盤の強化・拡大を図っていくため、以下の項目を重点課題として取り組んでまいります。

- ① 市場トレンドを捉えた新製品の開発と新規顧客開拓の強化
- ② 当社の独自技術を応用した事業分野の強化
- ③ 製品原価低減に向けた設計及び部材調達の見直しと部品調達力の強化
- ④ システム・ソフトウェア開発事業の推進
- ⑤ 人材の採用強化と育成

なお、上記重点課題への対応にあたっては、グループ全体の経営資源を最適に配分し、迅速且つ機動的な事業運営に努めてまいります。

(4) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第79期 (平成25年度)	第80期 (平成26年度)	第81期 (平成27年度)	第82期(当期) (平成28年度)
売 上 高(百万円)	9,572	9,035	9,065	7,887
経常利益(△は損失)(百万円)	162	329	△86	177
親会社株主に帰属する 当期純利益(△は当期純損失) (百万円)	△168	71	△338	158
1株当たり当期純利益 (△は当期純損失) (円)	△98.16	41.95	△197.69	92.52
総 資 産(百万円)	9,211	9,525	8,635	8,468
純 資 産(百万円)	5,261	5,539	5,015	5,350

(注) 当社は、平成28年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合をもって株式併合を実施しております。1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額については、第79期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し算定しております。

(5) 重要な子会社の状況

① 子会社との関係

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社セコニック	350百万円	100.00%	事務機器、光学電子情報機器、電装機材
株式会社セコニック通商	30百万円	100.00%	光学電子情報機器
株式会社セコニック技研	50百万円	60.00%	ソフトウェア開発
株式会社セコニック電子	140百万円	100.00%	電装機材、光学電子情報機器
賽科尼可有限公司	54,609千香港ドル	100.00%	事務機器、光学電子情報機器
賽科尼可電子(常熟)有限公司	12,870千米ドル	93.94% (12.04%)	電装機材、光学電子情報機器
惠州賽科尼可科技有限公司	2,100千米ドル	100.00% (100.00%)	事務機器、光学電子情報機器

- (注) 1. 「当社の出資比率」の()内は、間接所有割合であります。
2. 深圳賽科尼可高科技有限公司は、清算手続きを継続しております。
3. 株式会社セコニック技研は、光学電子情報機器を主とした事業内容を見直し、ソフトウェア開発事業に進出することといたしました。これにともない、第三者割当増資(割当先は、TCSホールディングス株式会社)を、平成28年4月1日付けで実施し、実施後の資本金を50百万円としております。
4. 賽科尼可電子(常熟)有限公司は、平成28年9月29日付で増資を行い、資本金が増加しております。

② 特定完全子会社に関する事項

- イ. 特定完全子会社の名称及び住所
名称：株式会社セコニック
住所：東京都練馬区大泉学園町七丁目24番14号
- ロ. 特定完全子会社の株式の帳簿価額
1,864百万円
- ハ. 当社の総資産額
6,168百万円

(6) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

当社グループの事業内容は次のとおりであります。

区 分	事 業 の 内 容
事 務 機 器	複写機周辺機器（オプション・ユニット）、プロッタ等の製造及び販売
光学電子情報機器	露出計、カラーメーター、照度計、光学式マーク読取装置(OMR)、監視カメラ、記録計、温湿度記録計、粘度計等の製造及び販売
電 装 機 材	基板実装、束線、無機エレクトロ・ルミネッセンス(EL)等の製造及び販売
ソフトウェア開発	ソフトウェア開発・販売、ソフトウェアの技術者の派遣
不 動 産 賃 貸	商業施設の賃貸

(7) 主要な事業所（平成29年3月31日現在）

① 当社の主要な事業所

本 社	東京都世田谷区
-----	---------

② 主要な子会社の事業所

株 式 会 社 セ コ ニ ッ ク	本社（東京都練馬区） 安曇野事業所（長野県北安曇郡）
株 式 会 社 セ コ ニ ッ ク 通 商	東京都世田谷区
株 式 会 社 セ コ ニ ッ ク 技 研	東京都世田谷区
株 式 会 社 セ コ ニ ッ ク 電 子	福島事業所（福島県南会津郡） 函館事業所（北海道函館市）
賽 科 尼 可 有 限 公 司	中国香港
賽 科 尼 可 電 子 （ 常 熟 ） 有 限 公 司	中国江蘇省常熟市
恵 州 賽 科 尼 可 科 技 有 限 公 司	中国広東省惠州市

（注）深圳賽科尼可高科技有限公司は、清算手続きを継続しております。

(8) 従業員の状況 (平成29年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数		前連結会計年度末比増減	
事務機器	174名	(2名)	19名減	(5名減)
光学電子情報機器	141名	(27名)	14名増	(-)
電装機材	133名	(68名)	-	(11名減)
ソフトウェア開発	22名	(0名)	22名増	(-)
全社(共通)	23名	(2名)	1名減	(-)
合計	493名	(99名)	16名増	(16名減)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は、年間の平均人員を()内に外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
19名 (2名)	1名減 (1名増)	48.1歳	2.8年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は、年間の平均人員を()内に外数で記載しております。

(9) 主要な借入先の状況 (平成29年3月31日現在)

① 当社の主要な借入先及び借入額

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	316百万円
株式会社みずほ銀行	103

② 子会社の主要な借入先及び借入額 (賽科尼可有限公司)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	426百万円

2. 会社の株式に関する事項（平成29年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 4,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,711,892株（自己株式168,108株を除く。）
- (3) 株主数 2,429名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
M U T O H ホールディングス株式会社	330千株	19.28%
T C S ホールディングス株式会社	300	17.52
C B C 株 式 会 社	43	2.54
オ リ ン パ ス 株 式 会 社	42	2.46
株 式 会 社 い な げ や	40	2.34
栗 本 英 有	38	2.24
株 式 会 社 教 育 ソ フ ト ウ ェ ア	35	2.07
ハヤカワインターナショナル有限会社	35	2.04
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	32	1.89
セ コ ニ ッ ク 持 株 会	29	1.72

(注) 持株比率は、自己株式（168,108株）を控除して算出しています。

(5) その他株式に関する重要な事項

平成28年10月1日付で、株式売買単位（単元株式数）の1,000株から100株への変更及び普通株式10株を1株とする株式併合を行いました。これに伴い、発行可能株式総数は36,000,000株減少して4,000,000株となり、発行済株式の総数は、16,920,000株減少して、1,880,000株となっております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（平成29年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取 締 役 会 長	高 山 允 伯	TCSホールディングス株式会社代表取締役社長 MUTOHホールディングス株式会社取締役会長 株式会社セコニック取締役会長 株式会社セコニック技研代表取締役社長 NCホールディングス株式会社取締役会長 明治機械株式会社取締役会長
代 表 取 締 役 社 長	馬 場 芳 彦	株式会社セコニック代表取締役社長 株式会社セコニック通商代表取締役社長
取 締 役	原 田 博 司	開発技術本部長 株式会社セコニック取締役
取 締 役	鈴 木 章 浩	営業統括本部長 株式会社セコニック取締役 株式会社セコニック通商取締役 株式会社セコニック電子取締役 明治機械株式会社取締役（監査等委員）
取 締 役	坂 本 俊 弘	TCSホールディングス株式会社取締役 MUTOHホールディングス株式会社取締役
取 締 役	小 林 裕 輔	MUTOHホールディングス株式会社取締役 株式会社セコニック技研取締役
取 締 役 （常勤監査等委員）	平 林 純 一	株式会社セコニック監査役 株式会社セコニック電子監査役
取 締 役 （監査等委員）	村 田 憲 司	村田公認会計士事務所 所長
取 締 役 （監査等委員）	大 串 章	金融システムソリューションズ株式会社社外監査役 医療システムズ株式会社社外監査役 株式会社企業創経研究所社外監査役

- (注) 1.平成28年6月29日開催の第81回定時株主総会において、小林裕輔氏が取締役に新たに選任され、同日就任いたしました。
- 2.取締役（監査等委員）村田憲司氏及び取締役（監査等委員）大串章氏は、社外取締役であります。
- 3.取締役（監査等委員）村田憲司氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
- 4.取締役（監査等委員）村田憲司氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 5.当社では、業務執行取締役等へのヒアリングや内部監査部門等からの報告受領、子会社の調査等による情報の把握及び各種会議への出席を継続的・実効的に行うため、常勤の監査等委員を置いております。

6.平成29年3月31日現在の執行役員は以下のとおりであります。

氏 名	担当及び重要な兼職の状況
佐藤重朗	管理本部長 株式会社セコニック技研取締役
加藤明夫	事業戦略本部 事業推進部長
澤井健司	営業統括本部 営業部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と監査等委員である各取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	6名 （一名）	300万円 （100万円）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	2名 （1名）	400万円 （200万円）
合 計 （うち社外取締役）	8名 （1名）	350万円 （200万円）

- (注) 1.取締役（監査等委員である取締役を含む。）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
- 2.取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、平成27年6月26日開催の第80回定時株主総会において年額108百万円以内と決議いただいております。
- 3.監査等委員である取締役の報酬限度額は、平成27年6月26日開催の第80回定時株主総会において年額36百万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

- 取締役（監査等委員）村田憲司氏は、村田公認会計士事務所の所長を兼務しております。なお、当社と村田公認会計士事務所との間に重要な取引関係はありません。
- 取締役（監査等委員）大串章氏は、金融システムソリューションズ株式会社社外監査役及び医療システムズ株式会社社外監査役並びに株式会社企業創経研究所社外監査役を兼務しております。金融システムソリューションズ株式会社は当社の大株主であるTCSホールディングス株式会社の子会社であります。また、医療システムズ株式会社及び株式会社企業創経研究所は、当社の取締役高山允伯の親族が経営する法人の子会社であります。なお、当社と金融システムソリューションズ株式会社及び医療システムズ株式会社並びに株式会社企業創経研究所との間に重要な取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

活 動 状 況	
取締役（監査等委員） 村 田 憲 司	当事業年度開催の取締役会6回のうち6回全てに出席し、また、監査等委員会12回のうち、12回全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。
取締役（監査等委員） 大 申 章	当事業年度開催の取締役会6回のうち6回全てに出席し、また、監査等委員会12回のうち、12回全てに出席し、客観的な立場から業績やその他経営の状況について適宜必要な発言を行っております。

(注)上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が9回ありました。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支払額
① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬	35百万円
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員会は監査等委員全員の同意により解任することができるものとします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に係る事項

① 処分対象

新日本有限責任監査法人

② 処分内容

- ・業務改善命令（業務管理体制の改善）
- ・3ヶ月の業務の一部停止（契約の新規の締結に関する業務の停止）
（平成28年1月1日から同年3月31日まで）

③ 処分理由

- ・株式会社東芝の平成22年3月期、平成24年3月期及び平成25年3月期における財務書類の監査において、上記監査法人の会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したこと。
- ・同監査法人の運営が著しく不当と認められたこと。

5. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

- ① 当社及び当社子会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・取締役及び従業員は、当社が定める行動基準に基づいて、業務及び職務の執行にあたるものとする。
 - ・当社は、取締役及び従業員に法令・定款の遵守を徹底するため、コンプライアンスに係る統括機能を管理部門及び会議体に持たせ、グループ全体のコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努め、重要な意思決定を行う事項については、事前にその法令及び定款への適合性を調査、検討することにより取締役及び従業員の職務の適合性を確保する体制を構築する。
 - ・当社は、法令違反等不正行為の早期発見・是正に努めるため、公益通報・相談窓口を設置する。また、公益通報者等が通報または相談したことを理由とした、いかなる不利な取扱いも行わない。
 - ・当社は、反社会的勢力及び団体に対しては、毅然として対応し一切の関係を遮断する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・当社は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、情報の内容に応じて保存及び管理の責任部署を社内規程において定める。
 - ・責任部署は、取締役の職務の執行に係る情報を適切に記録し、法令及び文書管理規程等の社内規程に基づいて、定められた期間、厳正に保管及び管理するとともに取締役及び監査等委員からの閲覧要請に速やかに対応する。
- ③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・当社は、リスク管理委員会規程を定め、当社グループに危機管理の必要性が発生または危機管理の可能性のある情報を入手した場合は、迅速に詳細情報収集及び情報提供並びに対策を講じ、危機（リスク）を最小限にとどめ、または危機回避に努める。
 - ・当社は、不測の事態が発生した場合には、リスク管理委員会規程の定めに基づき、当該担当役員を本部長とする危機管理対策本部を設置し、迅速な対応を行う。
 - ・当社は、当社グループ全体の業績等に重大な影響を及ぼすおそれのある事項については、取締役及び担当部門長から構成される会議体等において慎重に検討・審議の上、円滑な諸施策の遂行に努める。

- ④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・当社は、執行役員制度の採用により、経営の意思決定機能と業務執行機能を分離し、取締役の職務執行の効率化を図るとともに、機動的で質の高い業務執行体制を構築する。
 - ・取締役は、定期的に開催される取締役会及びグループ全体会議を通じて、経営目標や事業計画の達成に向けた業務執行の状況を管理するとともに、それぞれの役割、権限に基づき、各部門が遂行すべき具体的な施策を立案し実行する。
 - ・通常の職務遂行については、権限規程に基づき各役職員の権限と責任を明確にし、効率的な職務の執行を図るものとする。
- ⑤ 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・当社は、当社子会社の取締役または監査役を当社から派遣し、当社子会社の取締役の職務執行の監視、監督または監査を行う。
 - ・当社は、子会社の経営について、その自主性を尊重しつつ、事業の状況に関する定期的な報告と重要事項についての事前協議を当社グループの横断的会議体において行う。
- ⑥ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び従業員に関する事項
- ・監査等委員会が求めた場合、監査等委員の職務を補助する専任スタッフを配置するとともに、関係各部門がサポートする。
- ⑦ 前号の従業員の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項
- ・上記の従業員の人事異動、人事評価、懲戒処分等については、監査等委員会の承認を得なければならないものとする。
- ⑧ 当社及び当社子会社の取締役及び従業員が当社の監査等委員会または監査等委員に報告をするための体制その他の当社の監査等委員会または監査等委員への報告に関する体制
- ・監査等委員または子会社の監査役は、取締役会、その他重要な会議に出席し、また、重要な決裁書類及び関係資料を閲覧する。
 - ・取締役及び従業員は、重大な法令または定款違反及び不正な行為並びに当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査等委員会または監査等委員に報告する。また、監査等委員会または監査等委員は、いつでも必要に応じて取締役及び従業員に対し報告を求めることができる。
 - ・取締役及び従業員が監査等委員会または監査等委員に報告を行ったことを理由とした、いかなる不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び従業員に周知徹底する。

- ⑨ 当社の監査等委員の職務執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ・取締役は監査等委員による監査に協力し、監査にかかる費用については、監査の実行を担保するべく予算を措置する。
 - ・取締役は、監査等委員が監査の実施のために弁護士、公認会計士その他社外の専門家に対して助言を求めるまたは調査、鑑定その他の事務を委託するなど所要の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査等委員の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに応じるものとする。
- ⑩ その他当社の監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査等委員会は、代表取締役社長並びに会計監査人及び内部統制・監査室とそれぞれ定期的に会合を持って意見及び情報の交換を行う。
 - ・当社は、監査等委員会が、独自に弁護士との顧問契約を締結し、または、必要に応じて専門の弁護士、公認会計士等の助言を受ける機会を保障する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当期における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

1. 当期は、15回の取締役会（書面開催含む）を開催し、経営方針及び経営戦略に係る重要事項の決定並びに各取締役の業務執行状況の監督を行いました。また、取締役の職務執行は、取締役会規程等に基づき、権限と責任の明確化を図り、効率的な業務執行を行っております。
2. 監査等委員会は、当期は12回開催され、決定した監査方針及び監査計画などに基づき、当社及び当社子会社の監査を実施するとともに、必要に応じて監査法人と監査の進捗状況、実施上の問題点などについて情報交換や相互連携を図りました。また、常勤監査等委員は、重要な会議へ出席するほか、代表取締役との定期的な情報交換や、内部統制・監査室を通じた各部門に対するヒアリング・調査により、取締役の業務執行状況や法令等の遵守状況について監査・監督をいたしました。
3. 法令遵守に向けた取り組みとして、当社グループの取締役、執行役員、監査役に対しては法務部門による勉強会を開催しました。従業員に対しては情報セキュリティ研修を実施するほか、コンプライアンス意識に関するアンケート調査を実施、その結果分析に基づき、よりコンプライアンスに対する意識の向上を図るため、パート社員、派遣社員を含めた全社員を対象にコンプライアンス研修を実施しました。
4. リスク管理委員会規程に基づき、取締役、グループ会社の取締役が出席する会議体を定期的に開催し、リスクの把握、評価、対応等を行いました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	5,740	流 動 負 債	2,477
現金及び預金	2,162	支払手形及び買掛金	981
受取手形及び売掛金	1,930	短期借入金	916
商品及び製品	292	1年内返済予定長期借入金	146
仕掛品	241	未払法人税等	35
原材料及び貯蔵品	797	未払費用	91
繰延税金資産	76	賞与引当金	47
その他の流動資産	239	その他の流動負債	259
貸倒引当金	△0	固 定 負 債	639
固 定 資 産	2,727	長期借入金	119
有形固定資産	1,476	長期預り保証金	130
建物及び構築物	643	繰延税金負債	133
機械装置及び運搬具	56	退職給付に係る負債	225
土地	709	その他の固定負債	31
その他の有形固定資産	68	負 債 合 計	3,117
無形固定資産	62	(純資産の部)	
投資その他の資産	1,188	株 主 資 本	4,840
投資有価証券	1,145	資 本 金	1,609
長期貸付金	2	資本剰余金	1,850
繰延税金資産	10	利益剰余金	1,616
その他の投資等	55	自 己 株 式	△235
貸倒引当金	△24	その他の包括利益累計額	469
		その他有価証券評価差額金	427
		為替換算調整勘定	80
		退職給付に係る調整累計額	△37
		非支配株主持分	40
		純 資 産 合 計	5,350
資 産 合 計	8,468	負 債 ・ 純 資 産 合 計	8,468

連結損益計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		7,887
売 上 原 価		6,139
売 上 総 利 益		1,748
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,442
営 業 利 益		305
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2	
受 取 配 当 金	18	
還 付 消 費 税 等	8	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	7	36
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	18	
為 替 差 損	141	
そ の 他 の 営 業 外 費 用	4	164
経 常 利 益		177
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	0	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	29	
補 助 金 収 入	0	
事 業 譲 渡 益	9	39
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	0	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	48	
減 損 損 失	1	50
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		166
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	39	
法 人 税 等 調 整 額	△35	4
当 期 純 利 益		162
非支配株主に帰属する当期純利益		4
親会社株主に帰属する当期純利益		158

連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,609	1,865	1,457	△235	4,697
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			158		158
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
連 結 子 会 社 の 増 資 に よ る 持 分 の 増 減		△15			△15
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	△15	158	△0	142
当 期 末 残 高	1,609	1,850	1,616	△235	4,840

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持分	純資産合計
	その他有 価証券評 価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整累 計額	その他の包 括利益累計 額合計		
当 期 首 残 高	344	21	△48	318	－	5,015
当 期 変 動 額						
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						158
自 己 株 式 の 取 得						△0
連 結 子 会 社 の 増 資 に よ る 持 分 の 増 減						△15
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	82	58	10	151	40	192
当 期 変 動 額 合 計	82	58	10	151	40	335
当 期 末 残 高	427	80	△37	469	40	5,350

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

1) 連結子会社の数及び連結子会社名

連結子会社は、下記の8社であります。

株式会社セコニック
株式会社セコニック通商
株式会社セコニック技研
株式会社セコニック電子
賽科尼可有限公司
賽科尼可電子(常熟)有限公司
深圳賽科尼可高科技有限公司
惠州賽科尼可科技有限公司

2) 連結の範囲の変更

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

1) 持分法適用会社数及びその会社名

該当会社はありません。

2) 持分法を適用しない会社数及びその会社名

該当会社はありません。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうち、賽科尼可電子(常熟)有限公司、惠州賽科尼可科技有限公司及び深圳賽科尼可高科技有限公司の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② デリバティブ取引により生ずる債権及び債務

時価法

③ 棚卸資産

総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……………定率法

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物、並びに海外連結子会社は、定額法によっております。

② 無形固定資産……………定額法

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産……………（所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒

実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金……………従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

4) 退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

当社及び国内連結子会社については、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による按分額を費用処理しております。なお、数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による按分額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。また、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務債務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額として計上しております。

5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

② 連結納税制度の適用

当社及び国内の一部連結子会社は、連結納税制度を適用しております。

5. 会計方針の変更

平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保資産及び担保付債務

1) 担保資産

建物及び構築物	241百万円
土地	266百万円

2) 担保付債務

長期預り保証金	152百万円
（うち1年以内に償還する長期預り保証金）	21百万円

3) 上記のほか、現金及び預金（定期預金）24百万円を取引金融機関との為替予約取引の担保として差し入れております。

2. 短期借入金の一部に係るコミットメントライン契約及び当座貸越契約、並びに財務制限条項

当社は、運転資金の効率かつ安定的な調達を行うため取引銀行とコミットメントライン契約及び当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末におけるそれぞれの借入実行残高等の内訳は以下のとおりです。

(コミットメントライン契約)

コミットメントライン総額	1,100百万円
借入実行残高	249百万円
差引額	850百万円

なお、上記借入金実行残高には、財務制限条項が付されており、下記のいずれかに該当した場合、一括返済が求められる可能性があります。

①各連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成28年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の連結会計年度末日における純資産の部の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

②各年度の連結損益計算書における営業損益が損失とならないこと。

(当座貸越契約)

当座貸越契約極度額	680百万円
借入実行残高	90百万円
差引額	590百万円

なお、上記借入金実行残高には、財務制限条項が付されており、下記に該当した場合、本当座貸越契約を新たに利用することができなくなる可能性があります。

- ・各連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成29年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の80%に相当する金額、又は直近の連結会計年度末日における純資産の部の80%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

3. 有形固定資産の減価償却累計額

4,634百万円

連結損益計算書に関する注記

減損損失

用 途 (事業セグメント)	場 所	種 類	減 損 損 失 (百万円)
遊 休 資 産	株式会社セコニック電子函館事業所 (北海道函館市)	土 地	1
	計		1

当社グループは、主に事業拠点を基準に資産のグルーピングを実施しております。

当連結会計年度においては、収益性が著しく下落した資産について、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、当該資産の回収可能額は、鑑定評価額を基に合理的な調整を行って算定した正味売却価額を使用しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普 通 株 式	18,800,000株	— 株	16,920,000 株	1,880,000株

(注)当社は、平成28年10月1日を効力発生日として普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。

2. 剰余金の配当に関する事項

1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成29年6月29日開催の定時株主総会において、次のとおり付議する予定であります。

・普通株式の配当に関する事項

- ①配当金の総額 34百万円
- ②配当の原資 利益剰余金
- ③1株当たりの配当額 20円
- ④基準日 平成29年3月31日
- ⑤効力発生日 平成29年6月30日

金融商品の状況に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

1) 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。デリバティブは、外国為替相場の変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、半年以内の支払期日です。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達です。長期借入金の金利は、全て固定金利となっており、金利の変動リスクはございません。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,162	2,162	—
(2) 受取手形及び売掛金	1,930	1,930	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	1,145	1,145	—
資産計	5,238	5,238	—
(4) 支払手形及び買掛金	981	981	—
(5) 短期借入金	916	916	—
(6) 長期借入金※	265	264	△0
負債計	2,162	2,162	△0

※ 1年以内に返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。

(注) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっております。

負債

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借り入れを行った場合に想定される利率で割引いて算出する方法によっております。

賃貸等不動産に関する注記

当社及び一部の子会社では、埼玉県等において、賃貸用の商業施設等（土地を含む）を有しております。平成29年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は195百万円（賃貸収益は主として売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。なお、以下の明細には、練馬区等に有する遊休地等を含んでおります。

連結貸借対照表計上額			当期末の時価
当期首残高	当期増減額	当期末残高	
745百万円	△12百万円	732百万円	2,088百万円

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 賃貸等不動産の減少額は、減価償却費が11百万円、減損損失が1百万円であります。
3. 当期末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価基準に基づく金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 3,101円 99銭
2. 1株当たり当期純利益 92円 52銭

(注) 平成28年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合を持って株式併合を実施しており、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額については、当連結会計年度期首に当該株式併合が行われたと仮定して算定しております。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成29年5月26日

株式会社セコニックホールディングス

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任
社員 公認会計士 斉藤 浩史 ㊞
業務執行社員
指定有限責任
社員 公認会計士 加藤 敦貞 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社セコニックホールディングスの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セコニックホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、株式会社セコニックホールディングスの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第82期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から『職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制』(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を『監査に関する品質管理基準』(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係わる事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月26日

株式会社セコニックホールディングス 監査等委員会

常勤監査等委員 平林 純一 ㊟

監査等委員 村田 憲司 ㊟

監査等委員 大串 章 ㊟

(注) 監査等委員村田憲司及び大串章は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,312	流動負債	583
現金及び預金	414	短期借入金	339
売掛金	7	1年内返済予定長期借入金	146
短期貸付金	750	未払金	19
未収入金	58	未払費用	12
その他の流動資産	82	未払法人税等	5
貸倒引当金	△0	未払消費税等	7
固定資産	4,855	1年内長期預り保証金	21
有形固定資産	695	その他の流動負債	31
建物及び構築物	347	固定負債	442
工具器具備品	0	長期借入金	119
土地	347	長期預り保証金	130
無形固定資産	3	長期前受収益	23
ソフトウェア	3	繰延税金負債	163
投資その他の資産	4,156	退給付引当金	4
投資有価証券	1,004	負債合計	1,025
関係会社株式	2,871	(純資産の部)	
関係会社出資金	270	株主資本	4,742
その他の投資等	10	資本金	1,609
破産更生債権等	10	資本剰余金	1,865
貸倒引当金	△10	資本準備金	1,548
		その他資本剰余金	316
		自己株式処分差益	316
		利益剰余金	1,502
		利益準備金	171
		その他利益剰余金	1,330
		配当準備積立金	333
		買換資産積立金	25
		別途積立金	923
		繰越利益剰余金	49
		自己株式	△235
		評価・換算差額等	400
		その他有価証券評価差額金	400
		純資産合計	5,142
資産合計	6,168	負債・純資産合計	6,168

損 益 計 算 書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		316
売 上 原 価		43
売 上 総 利 益		273
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		228
営 業 利 益		45
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	12	
受 取 配 当 金	17	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	21	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	0	51
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	11	
為 替 差 損	92	103
経 常 損 失		6
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	11	11
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	25	25
税 引 前 当 期 純 損 失		21
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△45	
法 人 税 等 調 整 額	4	△40
当 期 純 利 益		19

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										
	資本金	資 本 剰 余 金				利 益 剰 余 金					
		資 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金					利 益 剰 余 金 計
配 準 積 立 金	当 備 積 立 金	買 換 積 立 金	換 産 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 上 積 立 金	繰 下 積 立 金	繰 上 積 立 金	繰 下 積 立 金	繰 上 積 立 金	繰 下 積 立 金	
当 期 首 残 高	1,609	1,548	316	1,865	171	333	25	923	29	19	1,483
当 期 変 動 額											
当 期 純 利 益									19	19	
自 己 株 式 の 取 得											
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）											
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—	—	—	—	19	19	
当 期 末 残 高	1,609	1,548	316	1,865	171	333	25	923	49	1,502	

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自己株式	株主資本合計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△235	4,723	346	346	5,069
当 期 変 動 額					
当 期 純 利 益		19			19
自 己 株 式 の 取 得	△0	△0			△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	53	53	53
当 期 変 動 額 合 計	△0	19	53	53	72
当 期 末 残 高	△235	4,742	400	400	5,142

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

1) 子会社株式……………移動平均法による原価法

2) その他有価証券

①時価のあるもの……………決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

②時価のないもの……………移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却方法

有形固定資産……………定率法

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物、並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

無形固定資産……………定額法

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

1) 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

2) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

・過去勤務費用及び数理計算上の差異の処理方法

過去勤務費用はその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による按分額を費用処理しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による按分額をそれぞれ発生の翌事業年度より費用処理しております。

計算書類において、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結計算書類と異なっております。個別貸借対照表上、退職給付債務に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を加減した額から、年金資産の額を控除した額を退職給付引当金に計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- 1) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2) 連結納税制度の適用
当社は、連結納税制度を適用しております。

5. 会計方針の変更

平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以降に取得する建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる、当事業年度の営業利益、経常損失及び税引前当期純損失に与える影響はありません。

(追加情報)

繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保資産及び担保付債務

- 1) 担保資産

建物及び構築物	241百万円
土地	266百万円
- 2) 担保付債務

長期預り保証金	152百万円
(うち1年以内に償還する長期預り保証金)	21百万円)

2. 有形固定資産の減価償却累計額 468百万円

3. 偶発債務

保証債務残高は次のとおりであります。

(相手先)	(債務内容)	(金額)
株式会社セコニック電子	借入金	70百万円
賽科尼可有限公司	借入金	426百万円

4. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	828百万円
短期金銭債務	23百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	105百万円
販売費及び一般管理費	1百万円
営業取引以外の取引高	12百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増	加	減	少	当事業年度末
普通株式	1,676,291株		479株	1,508,662株		168,108株

(注) 増減数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取り請求による増加	479株
株式併合による減少数	1,508,662株

税効果会計に関する注記

繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金であります。

関連当事者との取引に関する注記

子会社

属性	名称	住所	資本金	事業内容	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	㈱セコニック	東京都練馬区	350 百万円	事務機器・光学電子情報機器・電装機材	(所有) 直接 100.00	兼任 5名	不動産賃貸・資金の貸付	ビルの賃貸(注1)	27	—	—
								資金の貸付(注2)	—	貸付金	750
								業務提携料(注3)	60	売掛金	5
								受取利息	5	—	—
	㈱セコニック電子	東京都練馬区	140 百万円	光学電子情報機器・電装機材	(所有) 直接 100.00	兼任 2名	資金の貸付	債務保証(注4)	70	—	—
	賽科尼可有限公司	香港新界沙田	54,609 千香港ドル	事務機器・光学電子情報機器	(所有) 直接 100.00	兼任 1名	資金の貸付	資金の回収	560	—	—
								受取利息	4	—	—
								債務保証(注4)	426	—	—
	賽科尼可電子(常熟)有限公司	中国江蘇省常熟市	12,870 千米ドル	電装機材・光学電子情報機器	(所有) 直接 81.90 間接 12.04	兼任 1名	資金の貸付	増資の引受(注5)	270	—	—
								受取利息	2	—	—

(注) 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含んでおりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 貸貸料については、近隣の取引実勢などに基づいて決定しております。
2. 貸付金の金利は、市場金利等を勘案して条件を決定しております。
3. 業務内容を勘案して、両者協議のうえで決定しております。
4. 銀行借入に対する保証であります。なお、保証料は受領しておりません。
5. 増資の引受につきましては、デット・エクイティ・スワップの方法により増資を行っております。なお、これにより貸付金に貸倒引当金を充当しております。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	3,003円 94銭
2. 1株当たり当期純利益	11円 36銭

(注) 平成28年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合を持って株式併合を実施しており、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額については、当事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算定しております。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成29年5月26日

株式会社セコニックホールディングス

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任
社員 公認会計士 齊藤浩史 ㊞
業務執行社員
指定有限責任
社員 公認会計士 加藤敦貞 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社セコニックホールディングスの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第82期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

以上

株式に関するご案内

事業年度……………毎年4月1日から
翌年3月31日まで

定時株主総会……………毎年6月下旬
基準日

定時株主総会関係……………毎年3月31日
その他臨時に必要な時は、あらかじめ公告いたします。

配当金支払株主確定日

期末配当金……………毎年3月31日

中間配当金……………毎年9月30日

単元株式数……………100株

公告方法

当社のホームページ (<http://www.sekonic-hd.jp/>) に掲載します。
ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告
をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載します。

株主名簿管理人・同事務取扱場所

東京都中央区八重洲一丁目2番1号

みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

お問合せ先・郵便物送付先

〒168-8507

東京都杉並区和泉二丁目8番4号

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-288-324 (フリーダイヤル)

単元未満株式の買取請求・買増請求について

単元未満株式をご所有の株主様は、単元未満株式の買取請求またはお
手元の単元未満株式と合わせて単元株式となる株式の買増請求をする
ことができます。お手続きは、お取引の証券会社へお申し出くださ
い。

なお、特別口座に記録された株式をご所有の株主様は、上記のみずほ
信託銀行証券代行部へお問い合わせください。

株式会社 セコニックホールディングス

〒154-0001 東京都世田谷区池尻三丁目1番3号
電話 (03) 5433-3611 (代表)